

白石市 1

事業名	白石市民住宅取得補助金
事業主体	白石市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	白石市内の方で、新築住宅もしくは中古住宅を取得し、永く住んでいただける方に補助金を支給します。
補助対象要件	下記の全てに該当する方 ○相続、贈与等で取得した住宅でないこと。 ○併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上の面積であること。 ○白石市内に住所を有している方。 ○住居完成もしくは取得後、6ヶ月以内に申請した方。 ○定住誓約書を提出できる方。
補助金額等	一律10万円補助
補助申請期間	平成27年4月1日～令和6年3月31日まで
その他	補助申請に必要な書類 ○白石市民住宅取得補助金 定住誓約書(様式第1号) ○白石市民住宅取得補助金 交付申請書(様式第2号) ○住民票謄本(写しでも可) ○住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買契約書の写し ○当該住宅の位置図および平面図 ○住宅の完成もしくは取得月日が分かるもの ○その他市長が必要と認める書類
ホームページ	https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/smashiro/shinai.html
お問合せ先	白石市市民経済部まちづくり推進課 0224-22-1327 mail:teiju@city.shiroishi.miyagi.jp

事業名	白石市定住者補助金
事業主体	白石市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	白石市に転入される方で、新築住宅もしくは中古住宅を取得し、永く住んでいただける方に補助金を支給します。 さらに、住宅建設もしくは取得する際、市内建設関連業者を利用した方には補助金を上乘せします。
補助対象要件	下記の全てに該当する方 ○相続、贈与等で取得した住宅でないこと。 ○併用住宅の場合、住宅部分が1 / 2以上の面積であること。 ○申請書の提出日から起算して過去3年間以内に転入した方。 ○転入日から起算して、過去2年間、白石市内に住所を有していない方。 ○転入後、6ヶ月以内に申請した方。 ○定住誓約書を提出できる方。
補助金額等	○基本補助額 新築住宅もしくは中古住宅を取得した方：30万円補助 ○上乘せ補助額 市内の建設関連業者（※）を利用し住宅を取得した場合：20万円上乘せ補助
補助申請期間	平成27年4月1日～令和6年3月31日まで
その他	補助申請に必要な書類 ●基本補助 ○白石市定住者補助金 定住誓約書（様式第1号） ○白石市定住者補助金 交付申請書（様式第2号） ○住民票謄本（写しでも可） ○住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買誓約書の写し ○当該住宅の位置図および平面図 ○住宅の完成もしくは取得月日の分かるもの ●上乘せ補助 ○建設業法許可証または宅地建物取引業者免許証 ○その他市長が必要と認める書類 ※市内建設関連業者とは 白石市内に本店、営業所を有する法人または個人事業者で下記のいずれかに該当する者。 ○建設業法に基づく許可証を有する者。 ○宅地建物取引業者免許証を有する者。 ○（公社）日本建築士会連合会に加入している者で、事業者が白石市内の者。 ○全国建設労働者組合連合会に加入している者で、事業所が白石市内の者。
ホームページ	https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/smashiro/shigai.html
お問合せ先	白石市市民経済部まちづくり推進課 0224-22-1327 mail:teiju@city.shiroishi.miyagi.jp

事業名	白石市定住紹介奨励金
事業主体	白石市

対象者	<input type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input checked="" type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input type="checkbox"/> その他

概要	白石市外に住んでいる方に、白石市を紹介していただくと共に、市内に住宅の建設もしくは住宅の売買により転入を促進していただいた住宅建設関連業者へ奨励金を支給します。
補助対象要件	下記の全てに該当する住宅建設関連業者 ○白石市内での住宅取得を、転入者に紹介した住宅関連業者。 ○転入者の住宅建設もしくは中古住宅を販売した住宅建設関連業者。 ○転入者が住民登録後 6 ヶ月以内に申請した住宅建設関連業者。 ○転入者から白石市定住者紹介証明書を発行された、住宅建設関連業者。
補助金額等	●奨励金額 転入者の新築住宅建設もしくは中古住宅等を販売等した場合 市内事業者は 20 万円 市外事業者は 10 万円
補助申請期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで
その他	申請に必要な書類 ○白石市定住紹介奨励金 紹介証明書（様式第 1 号） ○白石市定住紹介奨励金 交付申請書（様式第 2 号） ○住宅取得に係る工事請負契約書もしくは売買契約書の写し ○当該住宅の位置図および平面図 ○建設業法許可書または宅地建物取引業者免許者 ○その他市長が必要と認める書類 ※住宅建設関連業者とは 下記のいずれかに該当する者 ○建設業法に基づく許可書を有する者。 ○宅地建物取引業者免許書を有する者。 ○（公社）日本建築士会連合会もしくは全国建設労働者組合連合会に加入している者。
ホームページ	https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/smashiro/gyosya.html
お問合せ先	白石市市民経済部まちづくり推進課 0224-22-1327 mail:teiju@city.shiroishi.miyagi.jp

事業名	白石市合併処理浄化槽設置整備事業
事業主体	白石市

対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人(持ち家)	<input type="checkbox"/> 個人(賃貸)	<input type="checkbox"/> 事業者				
対象工事	<input checked="" type="checkbox"/> 新築(建設)	<input checked="" type="checkbox"/> 改修・増築	<input checked="" type="checkbox"/> 購入				
カテゴリー	<input type="checkbox"/> バリアフリー化	<input type="checkbox"/> 省エネ化	<input type="checkbox"/> 環境対策	<input type="checkbox"/> 移住定住・子育て等支援	<input type="checkbox"/> 空家等対策	<input type="checkbox"/> 東日本大震災被災者向け	<input checked="" type="checkbox"/> その他

概要	<p>公共下水道および農業集落排水事業区域外の地区にお住まいの方で、新たに浄化槽を設置される方、または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽にされる方を対象に、補助金を交付しています。加えて、災害等で浄化槽本体が破損し入れ替え工事を行う方も交付の対象になります。</p> <p>補助額は浄化槽の大きさによって異なり、設置する浄化槽の大きさは、家の延べ床面積によって決まります。</p>
補助対象要件	<p>下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は同法第25条の3第1項の規定により公共下水道、流域下水道の事業計画の認可を受けた処理区域及び農業集落排水施設等で生活雑排水の処理を予定している区域以外の地域において、合併処理浄化槽が設置された新築専用住宅を購入する者及び専用住宅に処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>なお、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けることができない。</p> <p>(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者</p> <p>(3) 住宅を販売する目的で合併処理浄化槽付住宅を建築する者</p> <p>また、上記に該当がない者も世帯員に市税等(白石市行政サービス制限実施要領(平成24年白石市告示第34号)第2条第1号に規定するもの)の滞納がある際には、交付を受けることができない場合もある。</p>
補助金額等	<p>5人槽：231,000円</p> <p>7人槽：282,000円</p> <p>10人槽：366,000円</p>
補助申請期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日(年度内に事業が完了するもの)
その他	
ホームページ	https://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/28/1090.html
お問合せ先	上下水道事業所 TEL 0224-25-5522